

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報定期第 184 号 別冊

総コ第164号
令和6年10月25日

横浜市代表監査委員
酒井 良清 様

横浜市長 山中 竹春



包括外部監査の結果に基づく措置等について（通知）

地方自治法第252条の38第6項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたので、その旨を別添のとおり監査委員に通知します。

担当：総務局コンプライアンス推進室
電話：671-2329
e-mail：so-comp@city.yokohama.lg.jp

包括外部監査措置報告案件一覧

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
1	R05	医療局	【意見1】	41	医療政策課	医療政策における課題への取り組みについて	(前略)医療政策における課題のうち医療分野においては課題に向けた取り組みが行われているものと考えられる。しかしながら、3. 課題(1)の「保健や福祉などに関する幅広い知識」という側面から地域包括ケアシステムの構築に向けた人材育成が弱いように見受けられる。 今後の高齢化社会を見据えた地域包括ケアシステムについては、地方公共団体が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要であることを鑑みれば、横浜市においても局区間連携を深化させるとともに、積極的に医療・介護・生活支援分野の知識に長けた人材の育成を行うことが急務であり、当該知識に関する資格取得助成等も見据えた施策の立案が望まれる。 また、医療分野における人材育成については、資格取得等の助成が行われ職員のスキルアップが図られており、取得した資格が業務に活かされているものの、さらなる活用に向けた分析・改善を行うことで、人材育成が市の業務に効果的にフィードバックされるよう、人材の配置の工夫等を検討されたい。 (後略)	令和6年度医療人材育成研修(令和6年5月24日付開催)において、8局10区の職員74名を対象に、診療報酬制度及び介護報酬制度に関する研修を実施し、保健・介護・生活支援分野に従事する職員の育成機会としました。また、「医療福祉連携講習会」をはじめ、医療に加えて保健・福祉分野の知識を広範に習得可能な外部機関研修の受講機会を毎年5回以上確保しています。今後も、地域包括ケアシステムの構築も見据えた人材育成に努めています。 あわせて、資格取得受援者や大学院派遣者等、医療分野における人材育成を重点的に行なった職員について、職員が習得した知識及びこれまでの経験とポストに求められる役割等から効果的な人材配置を積極的に行っていきます。
2	R05	医療局	【意見2】	45	救急・災害医療課	報酬に係る源泉徴収事務手続きについて	(前略)書類閲覧時に協力医師及び業務調整員に関する書類を確認したところ、給与所得の源泉徴収票が発行されていた。所管課からのヒアリングによれば、法定調書作成事務の誤りにより、協力医師及び業務調整員に対しては、「給与所得の源泉徴収票」と「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」双方を送付していたとのことである。本来は「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の送付だけでよく、また、協力医師及び業務調整員の所得税等確定申告時の誤りにもつながるケースであることから、今後的是正が必要なものと考える。	法定調書作成事務を誤った原因が、担当者の誤った認識による事務手続及び責任職の確認不足であったことから、再発防止策として、法定調書の内容など源泉徴収に係る正しい処理方法を令和5年11月9日に再確認しました。 また、不適切な状態の是正として誤った法定調書を交付した協力医師及び業務調整員に対しては、令和5年12月6日から19日までに、正しい法定調書の再交付、必要な手続の説明を個別に実施しました。
3	R05	医療局	【意見3】	48	地域医療課	補助対象経費に係る消費税等の端数処理について	横浜市感染症対応人材強化事業補助金交付要綱(制定令和4年4月1日医医第364号)によれば、当該要綱第3条第1項において「国内消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等」という)は補助対象外とする。」旨が記載されている。しかしながら、消費税等の金額算出時における端数処理に関する記載はない。 そのため、学会参加費等のうち領収書等に消費税額が明記されていない取引に関して、補助対象額となる消費税抜額算定が各病院に委ねられており、消費税込金額が同額であるにもかかわらず、補助額が異なる取引が散見された。 したがって、領収書等に消費税等の明記がない補助対象経費の算定に当たっては、消費税等の額の端数処理について「円未満切捨て」等、基準を統一することが望ましいものと考える。(後略)	令和5年度の事業より、消費税額の端数処理について基準を統一し、「円未満切捨て」で対応しています。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
4	R05	医療局	【意見4】	49	地域医療課	同一経費の補助額相違について	<p>学会参加費等のうち領収書等に消費税額が明記されていない取引について、同一学会参加費であるにもかかわらず、補助額が異なるケースが散見された。これは、学会ごとに消費税の取り扱い(課税取引・非課税取引)が異なること、及び、各病院における消費税に係る処理方法の相違に起因しているものと考えられる。</p> <p>補助金の申請額については、あくまで申請者の裁量に委ねられる側面が大きいものの、同一学会に参加したにもかかわらず補助額が異なることは公平性を欠くように思われる。</p> <p>令和5年10月1日以降のインボイス制度導入後においては、実績報告書類に適格請求書の添付を必須とすることで、当該ケースは回避できるものと考えられるが、インボイス制度導入以前の取引については、学会参加費等は一律「参加費×100/110(円未満切上)」を補助対象とする等、補助対象額が公平となる交付要綱の見直しを検討されたい。</p>	<p>学会参加費等は、事前登録・当日登録や会員・非会員等の条件によって、金額や課税・非課税等の扱いが異なることから、令和5年度事業より、補助対象額が公平となるよう、原則「参加費×100/110(円未満切上)」を補助対象としています。ただし、非課税と確認できたものに関しては、全額を補助の対象としています。</p>
5	R05	医療局	【意見5】	50	地域医療課	複数事業者からの見積書の徴収について	<p>(前略)</p> <p>横浜市からは、1件の金額が1,000,000円以上になると見込まれる物品購入を行う場合において、「市内事業者による入札」あるいは「2人以上の市内事業者から見積書の徴収」を行う必要がある旨の連絡を入れたものの、「キヨーワ、フクダコーリン、ムトウ、サンメディックスの計4者に見積依頼をしたが、フィットテスターのメーカーであるカノマックスより、金沢病院にはすでにキヨーワを通じて見積りを出した。」という返答で他の3者に対しての見積りの拒否があった」との理由により見積合せが行われないまま、補助金が交付された。</p> <p>上記を交付要綱にあてはめた場合、「市内事業者で取扱いがあり」「2人以上の市内事業者で取扱いがあり」「契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないわけではない」とから、入札又は見積書の徴収が不要なケースには該当しないものと考えられる。</p> <p>フィットテスターのメーカーはカノマックスに限られるわけではなく、また、他病院の事例においては、同一製品であるカノマックス製のフィットテスターについて、2人以上の事業者から見積書を徴収できていたことを考えると、金沢病院に対して厳しい指摘が必要であったのではないかと考える。</p>	<p>令和5年度の事業より、申請製品について見積合わせが困難な場合、原則補助対象外とし、同等の機能を持ち、見積合せが可能な代替品がないか等、病院側へ検討を依頼することとしています。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
6	R05	医療局	【意見6】	51	地域医療課	ふるさと納税の使用用途変更の公表について	(前略)ふるさと納税をどの事業の財源とするかは、各地方自治体の決定に委ねられているものであることから、感染症対応人材強化事業における不 ^用 額を「新型コロナウイルス感染症対策事業」に使用することについて異論はない。 しかしながら、「感染症対応人材強化事業」だけではなく、「新型コロナウイルス感染症対策事業」にも使用することには触れていない。他の用途に使 ^用 したのであれば、その旨は公表されてしかるべき性質のものであると考える。 ふるさと納税は、納税者自らが税金の使用用途を指定できる制度として非常に有用な制度である。他の地方公共団体への税金の流出を抑制し、他の地方公共団体住民からのふるさと納税を獲得する一つの手段とするためにも、受入実績や活用状況の更なる公表が望まれる。 なお、令和5年12月に令和4年度分の寄附実績が公表されたことを確認した。	「令和4年度寄附実績」のWEBページにて、「新型コロナウイルス感染症対策事業」に充当した内容も含めて、受入実績及び活用状況を令和5年12月15日に公表しました。 令和5年度以降についても、ふるさと納税の受入実績や活用状況の公表を行ってまいります。
7	R05	医療局	【意見7】	54	地域医療課	事業目的と特定の看護師養成機関への補助について	(前略) 一つの問題は、学校職員の人事費がほぼ全面的に補助されるため、組織運営上、当然求められる経営を安定化させる努力が乏しくなることである。無論、実際には学校の経営者や職員の方々の努力がどの程度かは計り知れないが、税金を投入することは格段の説明責任を要する。外的的にそのように見えることも留意しなければならない。 さらに、もう一点問題が挙げられる。それは、他の看護学校との間に不公平を生む可能性である。(中略)現在では、市内の看護師養成施設は当時に比べれば多数設置されており、その中で競って入学者を獲得しているはずである。一方で、上記2校は補助金の恩恵により入学金や授業料等の学生負担が低く抑えられているということでは公正な競争とは言えないのではないかと考えられる。 上記2点の問題点は補助金制度における問題の典型ともいえる。そして、このような補助金制度の問題点を克服するには、補助金を支給する者と受領する者以外の第三者の評価や判断が補助金制度の規模や改廃に反映されるような仕組みを制度の中に組み込むことが必要である。どのような方法によるかは、市の判断によるが、従来の方法に捉われず市内に勤務する看護師を確保する施策を実現されたい。	少子高齢化が進む中で、市内の多くの医療機関においては人材確保が課題となっており、特に看護職員の確保により安定的な医療体制を確保していくことは、本市の医療政策上においても大きな課題となっています。 このため、特に卒業生を市内の医療機関への就職に結びつける役割を担っている2校に対し、本補助金を交付しているものです。 当該2校については、卒業生の市内就職率が目標値である90%以上を満たすことを本市保健医療プランにおいて掲げており、令和5年度卒業生の市内就職率は87.4%となっています。 意見を受け、令和6年7月25日に本補助金の交付要綱において、実績報告時に市内就職率を併せて報告することとした。 さらに、本市及び補助金を受領する2法人以外の第三者として、本市附属機関である横浜市保健医療協議会へもこの目標値の達成状況を報告し、受けた意見を元に看護師確保施策を検討していきます。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
8	R05	医療局	【意見8】	58	地域医療課	事業目的と施設改修費の補助について	(前略)看護学校を運営するにあたり、設備の維持管理、中長期的修繕計画は必要不可欠で当然準備しなければならない支出であり、施設設備の減価償却に合わせ資金を積立てることが求められる。この大規模修繕や建替えの為の積立を行わないことは、継続した事業を実施できないことにつながる。 今後看護学校の運営を継続し、更なる地域医療の向上と市民の健康増進に寄与していくためにも、学校施設の維持管理、修繕及び建替えに必要となる財源の計画的な確保のため、従来の運営方法の見直しと、見直し後の運用方法に対する新たな補助制度の検討を強く望む。 新たな補助制度の検討に当たっては、補助金を支給する者と受領する者以外の第三者の評価や判断が補助金制度の規模や改廃に反映されるような仕組みを制度の中に組み込むことが必要である。	少子高齢化が進む中で、市内の多くの医療機関においては人材確保が課題となっており、特に看護職員の確保により安定的な医療体制を確保していくことは、本市の医療政策上においても大きな課題となっています。 このような中で、横浜市病院協会看護専門学校は、経済的に不安のある社会人経験者を多く受け入れ、開校以来2,000人弱もの看護師を市内医療機関への就職させ、市内就職率も96%（直近5か年）を達成しているなど、地域医療に大きく貢献し公益性の高い役割を担っている学校です。一方で、令和4年度時点で開校から27年が経過し、設備等に不具合が生じている状況となっている中で、当該学校が市内に就職する看護師を輩出することは、本市にとっても重要な役割と認識しており、早急に対応が必要である老朽化対策に限り、補助金により対応を進めたものです。 令和7年度からは中長期的な修繕計画に基づき施設整備を行うため、修繕や建替えの為の費用を法人において積み立てることを要請しており、当面は同様の補助を行う予定はありませんが、今後、新たな補助制度を検討が必要となった際は、いただいたご意見を踏まえて検討を進めます。
9	R05	医療局	【意見9】	62	救急・災害医療課	収支計算書確認方法のルール化	(前略)「他会計への繰入金支出」については、指定管理者が施設管理を実施するにあたり、本部から支援等を受けるための費用相当額として負担すべき間接的な経費であると考えられる。こうした間接経費については、本部で他会計に負担させる対象としている経費の範囲や他会計間の按分率などの考え方によって金額が変わってしまうため、計上の考え方とその計算の適切性を十分にモニタリングする必要がある。 また、勘定科目ごとに、当年度予算や前年度の決算額と当年度の決算額との間に大きな乖離がある場合には、指定管理者に質問するとともに、必要に応じてサンプルとなる証拠書類の提出を求めるなどのモニタリングが必要である。 新型コロナウイルス感染症の影響等は弱まりつつあるが、今後も患者数の減少等により損失補てんを行う可能性は否めない。特に損失補てんが見込まれる場合には収支計算書のチェックが極めて重要となるため、収支計算書の確認方法をチェックリスト作成等によりルール化し、適切なモニタリングが可能となる体制を整えておく必要がある。	収支計算書の確認方法について、適切なモニタリングとなるように、令和5年度の事業報告から以下のとおりルール化を行いました。 ・「他会計への繰入金支出」の内容については、内訳を別紙で提出すること ・勘定科目ごとに、決算における増減額の理由を確認するため、前年度比10%以上の増減があった場合には、その理由を説明欄を設けて付すこと

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
10	R05	医療局	【意見10】	65	救急・災害医療課	収支計算書の書式の検討	(前略)前年度と当年度の差額を記載しているものの、当該収支報告には説明欄が設けられていない。前年度と当年度の決算額が著しく相違した場合にはその理由を記載することも重要である。一体、何が起つてこのような結果になったのかを指定管理者は横浜市に報告する義務があり、同時に横浜市は把握しておく責務がある。したがって増減欄に加えて説明欄を設け、増減割合や増減額が一定の基準を超える場合には、理由の記載を求める必要がある。 (中略) 説明欄の設定や予算比と前年度比のいずれがモニタリングを実施するうえで効果的であるのかなど、所管課として効率的・効果的なモニタリングを実施するために収支計算書の書式についてあらためて検討を行う必要がある。	収支計算書の書式について、勘定科目ごとに決算の増減額の理由を確認するため、前年度比10%以上の増減があった場合には、その理由を説明欄を設けて付すこととした。 また、当初予算比と前年度決算比のモニタリングについて検討した結果、前年度の決算実績と比較する方が、より実態を把握しやすいと考え、現状通り前年度比較を基本として、必要に応じて予算とも比較をし、適切なモニタリングを行います。
11	R05	医療局	【意見11】	66	救急・災害医療課	指定管理者による第三者への委託の網羅的な確認	(前略) 指定管理者が第三者に委託を行う際には、「第三者委託に関する事前協議について」(文書)を提出するが、令和4年度においては、例えば薬剤師会に対する委託などの記載漏れが見受けられた。 市としても指定管理者をモニタリングする立場から、どのような業務が第三者に委託されているかを把握することが重要である。したがって、その状況を網羅的に把握するため、指定管理者との協議等を通じて正しく確認する体制を構築されたい。 なお、令和5年度においては、市は網羅的に委託の報告を受けている。	令和5年度から、第三者委託の事前協議では全ての委託を報告することとし、網羅的に報告を受けています。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
12	R05	医療局	【意見12】	66	救急・災害医療課	効果的な利用者モニタリングの実施	(前略)新型コロナウイルス感染症の影響があることは同意できるが、令和元年から利用者の意見や要望を投書という形で把握できなかつことは好ましくない。むしろ新型コロナウイルス感染症の影響下においては、一次救急の役割を果たすことを通じて医療従事者への感謝の意見が多数寄せられるとともに、ゾーニングや診察までの待機に関する利用者要望等の貴重な意見を収集できる重要な機会であったとも思われる。 今後利用者からの意見や要望等を収集できるように、利用者の声BOXの配置場所や数の見直しのみならず、HP上でも意見や要望を収集する仕組みを構築するなど、利用者の満足を最大化できる利用者モニタリング方法の再検討を行う必要がある。	新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより令和元年度以降、院内感染予防を優先したゾーニングなどにより投書箱を利用しづらい状況でしたが、現在は投書箱は誰でもアクセスできる環境としています。 今後も利用者からの意見や要望等を収集しやすい環境となるよう指定管理者と協力して、工夫してまいります。
13	R05	医療局	【意見13】	68	地域医療課	訪問看護師学習支援協力病院開催研修の開催方法等について	(前略)市によれば、年間100件程度の申込件数を期待しているところであるが、直近3年間の研修参加者数をみると、令和2年度及び令和3年度は0件であり、令和4年度は26件であった。令和2年度及び令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響もあったものと考えられるが、令和4年度の参加件数も低い水準にとどまっている。 夕方の時間帯での開催が多く、日中に勤務している看護師には参加しづらい点もあったとのことであるが、今後、開催する時間帯や曜日等の見直し、web方式の併用の適否等を訪問看護師学習支援協力病院と協議し、対象とする看護師がより参加しやすい方策を検討されたい。	令和5年度は周知方法にメール配信を加えることで、研修参加者数が令和4年度の26件から令和5年度は160件に増加しました。 令和6年度は従来通りの研修参加に加え、新規事業としてeラーニングを導入するとともにキャリアラダーとの対応表を作成し、訪問看護師のワークライフバランスに配慮した研修体制の構築に取り組んでいます。
14	R05	医療局	【意見14】	70	地域医療課	摂食嚥下障害・誤嚥性肺炎対策多職種連携研修の拡大について	(前略)実施回数及び参加者数は区によって差があるが、高齢者の在宅療養を進める上で、当該研修が企図する在宅において摂食嚥下障害や誤嚥性肺炎に対応できる人材を増やし、多職種連携を強化することは重要な課題であり、サンプルで閲覧した神奈川区における参加者アンケートにおいても、参加者である医師や訪問看護師等から高い評価を得ている。 今後、市内全区での開催の可否及び実施回数増加の適否等を含めて、事業拡大の余地を横浜市医師会と協議されたい。	令和5年度からは疾患別医療・介護連携事業として糖尿病・心疾患などの関連疾患と組み合わせて取り組めるよう事業を見直すことで拡大を行い、令和5年度は17区、令和6年度は18区で実施しています。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
15	R05	医療局	【意見15】	72	地域医療課	横浜市有床診療所看護師夜間勤務手当補助金における補助要件の対象年度の見直しについて	(前略)補助事業者の条件を確認するために必要な情報であるが、本補助金の趣旨を読みると、補助金の交付申請日が属する年度において、在宅医療を受けている患者の急変対応や看取り、レスパイト等の受入実績がある診療所に対して補助金を交付することを目的としているものと考えられる。このため、例えば、補助金の交付申請日が属する年度における「急変対応時や看取り、レスパイト等の受入実績が年間12件以上あること」を条件に加え、当該年度における「急変対応時や看取り、レスパイト等の受入状況」を実績報告書の添付書類とし、前年度に本補助金の交付を受けている事業者については、交付申請書に添付することを省略する等の見直しを検討されたい。	交付申請書に「前年度の急変対応時や看取り、レスパイト等の受入状況」の書類添付が不要となるよう、補助金要綱を令和6年2月2日に改正しました。
16	R05	医療局病院経営本部	【指摘1】	74	市民病院	下請負選定通知書の提出について	令和4年度における本事業については、上記仕様書にある下請負選定通知書が提出されていなかった。市民病院においては、以後当該通知書を受領し、履行体制についての把握に努められたい。 なお、令和5年度においては本委託業務に係る下請負選定通知書が令和5年4月1日付で提出されていることを確認した。	本委託業務受託者に、再委託の業務が発生した際は、十分な説明を行ったうえで下請負申請書を必ず提出するよう徹底を図りました。月に1度、定例打合せを実施し、情報共有の機会を作っています。 令和5年度に1件追加の再委託が発生しましたので、新規の下請負申請書を受理しています。
17	R05	医療局病院経営本部	【意見16】	76	市民病院	特定事業者への委任について	(前略)いかに医療費債権の回収業務について高い専門性があっても他の事業者が全く存在しないと断定することはできないことである。地方公営企業の契約は金額的妥当性の観点から不合理でなければ良いというわけではなく、契約先の選定が公平に行われることも要件として備えなければならない。 また、事業者が法人であっても実際には所属する特定の個人の能力(この場合は弁護士の実務能力)に依存した形で事業が行われている場合も多い。組織として債権回収業務に高度なノウハウを有しているのかは外見からは確認のしようがなく、「高い専門性」が維持されているといえるのか不明瞭である。したがって、地方公営企業の事務としては単独随意契約を多年にわたって継続することは適切ではない。 以上より、医療費債権の回収業務については、まず事業者の情報収集を行い、実効性を考慮して事業者の交代などが考えられるのかを検討することが必要である。	令和6年度の医療費債権の回収業務について、公募型指名競争入札により事業者を決定しました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
18	R05	医療局病院経営本部	【意見17】	78	市民病院	随意契約の検証可能性について	(前略)市民病院では他の地方公共団体及び本事業の契約先以外の事業者からも情報収集しており、十分な比較を行っているとのことであった。また、収集した情報については綿密に資料が作成されていることも確認した。一方で、これらの資料及びその情報については課内で広く共有されていないことも事実である。今後は、これらの情報について、課内でも共有し、さらには、随意契約理由書には、これらの資料を元にして検討した結果、当該事業者に決定した経緯が記載されるようにされたい。	課内及び院内関係者へこれまでの経緯を情報共有し、市民病院入札参加資格審査・指名業者選定委員会において、当該資料を説明の上、随意契約理由書に調査結果を反映しました。
19	R05	医療局病院経営本部	【意見18】	79	みなど赤十字病院	事業者の選定について	(前略) みなど赤十字病院は、令和3年1月より当該弁護士法人との間で債権回収代行業務の委任契約を結んでいるが、当該弁護士法人は、それ以前から委任契約を結んでいた弁護士事務所の代表者の高齢化と後継者不在という事情から、回収業務を実質的に承継した事業者であり、みなど赤十字病院が当該弁護士法人と契約を結ぶ前から従業員や業務ノウハウが当該弁護士法人へ移籍されている。 しかしながら、複数の候補者から一定の基準に基づいて選定したわけではない。無論、以前から委任契約を結んでいた弁護士事務所は、医療費債権の回収について専門性を有し、実績も十分と認められることが選定理由の背景にあることは確かである。しかし、他の事業者の情報にも触れず特定の事業者と契約するには相応の理由が必要であり、今般の契約にそれが当てはまるかは不明確である。 (中略)本院においても原則として、契約は競争性を持った方法により相手を選定しなければならない。これは、最も低廉な価格で契約することのみならず、契約先事業者を公平に選定する目的もある。医療費債権の回収業務について他の事業者の情報も収集して、適切な事業者の選定方法を検討することが必要である。	本件については、日本赤十字社が自社の会計規則及び判断に基づき実施したものです。今後の事業者選定にあたっては、頂いたご意見も踏まえつつ引き続き適切な選定を行います。
20	R05	医療局病院経営本部	【意見19】	81	みなど赤十字病院	パスワードの管理について	(前略)みなど赤十字病院ではウェップメディアについて医事課と調度課でそれぞれ1つのIDを取得し利用している。利用する際には、ウェップメディアのトップページからIDとパスワードを入力し、検索ページに入るが、当該パスワードについては必要に応じた変更が行われていない。 パスワード管理については、特に退職者がいた場合にはその都度の変更が必要である他、組織内の異動もあると思われる所以1年に一回程度の定期的な変更を実施することが必要である。	令和5年12月7日にパスワードを変更しました。今後も定期的な変更を実施します。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
21	R05	医療局病院経営本部	【意見20】	82	みなと赤十字病院	事業者の選定について	(前略)同一の事業者と長期間契約することの長所と短所を適切に見極めるためにも3年から5年程度の期間ごとに入札を実施し、他の事業者の状況も確認していくことが適当である。なお、地方公共団体においては、条例を制定することでこのような長期継続契約を可能としており、本事業のような委託業務については3年から5年程度の期間継続して契約することを認めているケースが少なくない。このような方法も検討されたい。	定期的に見積り合わせを行い、適正な金額で契約できるように努めます。
22	R05	総務局	【意見21】	84	横浜市立大学附属市民総合医療センター	入札が不調に終わった場合の見積書の徴取	(前略)入札が不調に終わった場合、契約事務取扱要領第17条第1項に該当するため「1者からの見積書の徴取によることができる」となるが、あくまでできる規定であると考えられる。 入札実施のタイミングを勘案すると見積り合わせの実施も微妙なタイミングではあるが、契約締結の際には複数業者の比較を行うことにより経済性の発揮や価格の妥当性の検証が可能となるため、入札結果が不調に終わつたことをもって安易に単独随意契約するのではなく、可能な限り見積り合わせを実施することが望ましい。	入札に応札者がなかった場合、原則として仕様等の条件を見直しの上、再度入札を実施しております。 今回の監査結果を受け、法令や診療上の必要性等により再度入札を実施する猶予がない場合においても、可能な限り見積り合わせにより契約先を決定することとし、病院内で令和6年3月12日に周知を行いました。
23	R05	総務局	【意見22】	86	横浜市立大学附属市民総合医療センター	長期継続契約導入の検討	(前略)長期継続契約を導入することにより、業者によっては質の低いサービスが継続してしまうなどのデメリットもあるが、業者にとって継続的に安定した収入となることから入札者の増加等を通じてコスト縮減の可能性が高まるなど、病院側にとっても継続的に安定したサービスを受けることができることなどのメリットもあるため、長期継続契約導入について検討することが望ましい。	長期継続契約することにより、応札者数の増加やコスト縮減が見込まれる場合には、契約内容や目的、サービスの質的担保を踏まえて適切な契約期間を設定することとし、病院内で令和6年3月26日に周知しました。
24	R05	総務局	【意見23】	86	横浜市立大学附属市民総合医療センター	相手先が貼付した印紙に関する対応	印紙税について、横浜市立大学は非課税法人のため、市大病院には印紙の貼付義務がない。実務的には、委託に係る契約書は通常2通を作成し、印紙を貼付していない契約書を委託先に渡し、委託先が印紙を貼付した契約書を市大センター病院で保管している。 市大センター病院で保管している契約書の印紙の貼付義務は委託契約の相手先にあるため、市大センター病院側で問題となるものではないが、適切に印紙が貼付されているかどうかの確認を行い、印紙の貼付額に誤りがある場合には、委託先に指導したり、税務署への照会を委託先に促したりするなどの対応をとることが契約当事者として望ましい。 (後略)	印紙の取扱いについては、本学の契約事務マニュアルにおいて、請負契約時に契約相手が適切な手続をとっていることを確認することを明記していますが、契約変更時においても印紙貼付等の適切な手続の確認が必要である旨、病院内で令和6年3月26日に注意喚起を行いました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
25	R05	総務局	【意見24】	88	横浜市立大学附属病院	見積書等の保管されている証憑について	(前略)令和4年度における本事業の予算執行に係る証憑類を閲覧したが、証憑類だけで数百枚を超える非常に多いものであった。これは、検査を依頼する都度、事業者から病院へ見積書が送付されており、さらに検査実施後において納品書及び請求書が送られてきているためであるが、事務作業の非効率及び保管の不経済、紙の無駄という点から縮減することが望ましい事務と思われる。 本事業は検査1回につき420,000円と当初契約で定められた単価契約である。基本的に当該年度中の単価変更はないため、毎回の見積書の送付は本来不要である。無論、本事業以外の事業や附帯的な対価支払が付随している場合は別途見積書の微取は必要な場合がある。そこで、見積書微取の要不要を今一度検討の上、検査の都度、見積書を送付する事務を見直すよう要請すべきある。	単価契約案件について、見積書が不要であることは理解しておりますが、受託業者から請求書と併せて見積書が提出されていたため、財務伝票の証憑として添付しております。 令和5年5月以降、見積書の提出は不要であることを受託業者に伝え、見積書は受領していません。引き続き、単価契約における見積書の不要について徹底してまいります。
26	R05	総務局	【意見25】	90	横浜市立大学附属病院	随意契約理由と人材派遣契約について(その1)	(前略)派遣法の改正により、派遣社員は、基本的には同じ事業所で3年を超えて働くことができないようになっている。このことは、派遣社員が従事する業務内容に習熟することを前提としているが、あるいは3年後に直接雇用されることを前提としている。したがって、上記のように「一からの研修・教育を実施」することが病院の事務として負担であることを理由として前年度と同じ事業者と契約することは、直接雇用を前提としない限り適当ではない。 これに対し、令和5年度においては随意契約理由を変更しており、この事業者が市立大学と基本契約を締結している派遣会社の中で唯一夜間看護補助者の派遣が可能な事業者であることを理由としている。しかし、業務の特殊性や習熟度の必要性を考慮するならば、随意契約理由が適切であるかどうかよりむしろ人材派遣契約による体制の維持そのものを見直すべきではないかとも考えられる。 これは、上記の令和4年度の随意契約理由には、業務の特殊性や習熟度の必要性について現場レベルの要望が反映されていると見受けられ、このことから人材確保の中心に直接雇用を据えた体制の方が病院のオペレーションに資すると考えられるからである。病院が夜間看護補助者を直接雇用することも検討すべきである。	夜間看護補助者を直接雇用することを検討しましたが、夜間看護補助者は、勤務条件の厳しさなどから採用困難職種です。直接雇用を行うと、欠員が生じた際に代替の職員を早急に配置することが難しいなど、円滑な病院運営に支障を来たす可能性があります。このため、引き続き、人材派遣を中心に人材の確保に努めてまいります。 派遣法改正の趣旨を踏まえ、次回の契約手続については、適切に行うことを徹底します。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
27	R05	総務局	【意見26】	92	横浜市立大学附属病院	随意契約理由と人材派遣契約について(その2)	(前略)派遣法の改正により、派遣社員は、基本的には同じ事業所で3年を超えて働くことができないようになっている。このことは、派遣社員が従事する業務内容に習熟することを前提としているのか、あるいは3年後に直接雇用されることを前提としている。したがって、上記のように「一からの研修・教育を実施」することが病院の業務として負担であることを理由として前年度と同じ事業者と契約することは、直接雇用を前提としない限り適当ではない。 また、令和5年度においては、現在不足している看護助手を安定的に21名派遣することができる事業者が本事業者以外他にはないことを随意契約理由としている。しかし、これについても、21名全員について同一の派遣会社から派遣してもらう必要性はなく、随意契約にしなければならない理由として適当とは言えない。 (中略)看護助手についても本来は直接雇用を増やすことが望ましいと考えられるが、市大病院における看護助手の募集状況はなかなか応募がなく不足分を派遣社員で対応している状況のことである。現在勤務している派遣社員の看護助手について、隨時直接雇用への切り替えを実施していくことであるが、引き続き面談の実施等を通じ、然るべき対応を行うことが望まれる。	平成29年度に、病棟・外来に分けて2業者と派遣契約を結んでいましたが、派遣会社が異なっていたために、職員が休暇を取得した際の病棟・外来間の柔軟な配置が行えないなど円滑な病院運営に支障を来たしたことから、派遣会社を分けることは適当でないと考えます。 派遣法改正の趣旨を踏まえ、次回の契約手続きについては、適切に行なうことを徹底します。 看護補助者の直接雇用の増加に向けては、募集ポスターの院内掲示や病院のホームページの見直しに加え、新たに近隣の専門学校等の訪問や、実習生の受け入れにも取り組んでいます。
28	R05	医療局病院経営本部	【意見27】	94	市民病院	保留事案に係る処理の記録方法について	(前略)毎月、審査支払機関への保険請求額等を確定した時点において生じている保留事案については、医事課にて、医事システムから紙面にて出力される「保留データブルーリスト」(診療科別・患者別の保留事案リスト)を用いて、その後に再請求等の処理が確定した事案を保留の発生要因別にマーカーペンで色を分けて消し込むことにより処理状況を管理している。また、「保留データブルーリスト」の出力と併せて、その情報を基にあらためてExcelによる管理表を作成しその顛末を記録しており、記載された保留事案の対応が全て完了した「保留データブルーリスト」は廃棄する運用としている。 その際、医事システムの制約から、保留事案に係るデータをExcel等にダウンロードできないため、職員が保留事案の情報をExcelに手入力することにより管理表を作成している。一方、毎月多くの保留事案が新規に発生することから、事務処理上の職員の負担も大きいことが想定されるとともに、手入力である以上、入力誤り等のリスクを排除できない。 事務処理の効率性を向上させ、職員負担の軽減を図るためにも、将来的に医事システムの改修等を行う際には、システム上において保留事案の進捗管理を行う機能を付与することが望ましく、少なくとも保留事案に係るデータをExcel等にダウンロードできる機能を付与することを検討されたい。	指摘を受け、入力誤り等のリスクを軽減させるため、令和6年5月1日から担当者を1名増員し、2名体制で入力と確認を行っています。 また、今後事務処理の効率性の向上及び職員の負担軽減を図るため、引き続き令和8年度以降の電子カルテの更新と合わせてシステム改修の検討を進めています。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
29	R05	医療局病院経営本部	【意見28】	95	市民病院	業務処理上の誤り等による保留事案縮減策等の検討について	<p>市民病院医事課においては、毎月、診療報酬請求業務等の医事業務を委託する株式会社ソラストからの報告を踏まえて、レセプトの保留状況を事由別に整理して把握している。</p> <p>(中略)</p> <p>「事務保留」の中には「医師点検依頼漏れ」のように業務処理上の不備等の内部的な要因に起因する事案も生じている。「事務保留」に限らず、「公費保留」や「医師保留」においても内部的な要因に起因する事案か否かを区分し、内部的な要因による保留事案が生じている場合には、委託事業者も含めて、その発生要因と今後の対応策を整理する等し、保留事案の縮減策等の継続的な検討をより一層進められたい。</p>	<p>院内委員会や委託事業者との定例会議にて内部的要因に起因する保留事案の要因を区分し、発生要因に応じた今後の対応策を整理する等して、縮減に努めています。保留事案縮減対策について検討を行っています。</p>
30	R05	医療局病院経営本部	【意見29】	96	市民病院	決算時における保留事案に係る会計処理について	<p>市民病院においては、月内に発生した診療報酬の額を、毎月、医事課が総務課に報告し、総務課はその報告に基づいて会計処理を行っている。</p> <p>(中略)</p> <p>当該会計処理方法自体は適切であるものの、その金額は、医事課から提供される年度当初(4月1日)時点の保留点数速報値(入院診療:26,033,773点、外来診療:5,753,880点(各1点10円相当))を用いていることから、3月診療分の審査支払機関への請求額を反映した確定額との間に差異が生じている。</p> <p>令和4年度決算において計上された保留事案に係る医業収益は317,876,530円であり、確定値よりも4,046,480円過大であった程度であるが、令和5年3月診療分の請求額を反映した保留事案に係る確定保険診療点数は令和5年4月20日に医事課から総務課に報告されており、決算スケジュールに組み込むことも可能なものと考えられる。</p> <p>今後、確定値を用いた会計処理とすることを検討されたい。</p>	<p>指摘を受け、令和5年度決算から確定値を用いることを令和6年3月1日に決定しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
31	R05	医療局病院経営本部	【意見30】	97	市民病院	重複請求等の確認作業について	<p>審査支払機関において審査されたレセプトについては、請求どおりの支払いか、その内容に不備がある等の理由により返戻されるか、不要と判断された診療行為等について減額査定される等をした上で支払額が決定される。</p> <p>(中略)</p> <p>令和4年度の保険診療対策委員会に報告された主な査定項目においては、外来診療における処方薬追加時の重複オーダーに伴う査定減といった事案も報告されている。医事課によれば、外来診療における処方薬等の重複に関しては、毎月の保険請求時に、委託事業者が重複請求の可能性のある項目を医事システム上で抽出し、重複請求が生じないよう確認や対応を図っているところであるものの、結果的に漏れが生じたものとのことである。</p> <p>毎月の診療件数が多く、重複等が生じ得る項目も多岐にわたるため、完全に対応することは難しいものの、重複請求の可能性のある項目としてシステムから抽出する条件を適宜見直す等し、より精度の高いチェック体制とするよう検討されたい。</p>	<p>指摘を受け、委託事業者へレセプト提出前のチェックシステムにおける検出条件の見直しなど現行システムの精度の向上を依頼しており、併せて新たに査定傾向を分析するシステムを令和6年8月5日に導入し、重複請求の縮減に引き続き取り組んでいます。</p> <p>また、院内委員会や委託事業者との定例会議にて重複請求の内容を共有し、注意喚起を行っています。</p>
32	R05	医療局病院経営本部	【意見31】	98	市民病院	査定率の目標管理について	<p>査定率は医療機関の治療方針等によって異なる面があるものの、医事課としては、(中略)査定率の目標を0.3%に設定しているとのことである。(中略)</p> <p>入院診療にはDPC制度が適用され、審査においても包括的に判断されるため、相対的に査定率が低い水準となることも一因であるが、入院診療と外来診療とで制度設計や環境等が異なるのであれば、査定率の目標を、入院診療と外来診療とを分けて設定することや、必要に応じて診療科ごとに設定するなど、より実効性のある目標管理が可能となる設定とすることを検討されたい。</p>	<p>委託事業者との定例会議などを通じて入院診療及び外来診療それぞれ分けた査定率の目標を設定し、管理しています。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
33	R05	医療局病院経営本部	【意見32】	99	市民病院	診療報酬支払方法の多様化の検討について	(前略)クレジットカードに限らず、スマートフォンによる決済の普及等もあり、デビットカードやその他の電子マネーの利用も普及が進みつつある。経済産業省が発表している令和4年のキャッシュレス決済比率(出典:経済産業省ウェブサイト)によれば、民間最終消費支出に対する比率はデビットカード1.0%、電子マネー2.0%であり、クレジットカードの30.4%に大きく及ばない。しかし、普及自体は進んでおり、横浜市が設置しているみなど赤十字病院においてはデビットカードでの支払いが可能となっている。 市民病院によれば、会計窓口においては、令和5年10月以降、デビットカードや電子マネーへの対応が可能な機器が導入されるとのことである。利用に伴い手数料の負担が新たに発生するものの、みなど赤十字病院での利用実態や将来的な普及の程度等を勘案し、デビットカード等の新たな支払手段について導入の適否を検討されたい。	支払方法の多様化については、令和6年8月に関係部署間で検討しました。今後も、病院の経営状況を見ながら、患者要望、導入に係る費用や運用方法等を総合的に検討し、慎重に判断していきます。
34	R05	医療局病院経営本部	【意見33】	99	市民病院	督促状発付の徹底等について	(前略)令和4年度には411件の督促状が発付されているが、令和2年度は105件、令和3年度は275件にとどまっている。これは、職員の事務負担等から督促状の発付業務まで手が回らず、結果的に、十分な督促がなされていなかったことによるものである。 令和4年度からは正常化しており指摘事項とするものではないが、督促は、債権回収の基本であるとともに、時効の更新事由ともなる重要な処理であることから、今後、担当者の交代等により事務処理の水準に大きな差が生じないよう引き継ぎを確実に行うとともに、業務分担及びその実施を徹底し、その重要性に対する認識を徹底するよう令和5年12月27日に係内で周知を行いました。 また、督促状を発付する際の決裁文書には、納期限として「当該督促の発付から10日以内の日とします。」との記載があるが、具体的な発付日及び納期限については記載されていない。処理の記録を明確化するためにも、決裁文書に発付日及び納期限を記載することを検討されたい。	指摘事項の発生原因が業務多忙であったことから、再発防止策として担当者の交代等により事務処理の水準に大きな差が生じないよう引継ぎを確実に行うとともに、業務分担及びその実施を徹底し、その重要性に対する認識を徹底するよう令和5年12月27日に係内で周知を行いました。 また、督促状を発付する際の決裁文書を令和6年1月起案分から電子決裁による方法に変更し、電子決裁後の施行文登録において、実際の発付日及び納期限を記載した督促状を登録することとしました。
35	R05	医療局病院経営本部	【指摘2】	101	市民病院	正確な時効管理の実施について	(前略)過去においては督促自体が網羅的に行われていなかったこともあり、既に時効が完成している債権について、債権放棄や不納欠損の対象から漏れている可能性もある。正確な時効管理を行うためにも、当該Excel表に督促日及び債務承認日等の時効更新に関する項目を設けて管理することを検討されたい。 また、現在の医事システムにおいては、請求情報及び入金情報は記録されているものの、債権の時効管理の機能を有していないことから、将来のシステム更新や入れ替え時等においては、システム上にて時効管理(時効起算日の管理)の機能を付与することも検討されたい。	指摘を受け、令和6年1月25日に債権管理用のI表に債務承認日、最終入金日、1回目の督促日等の項目を設定し管理することとしました。 次回のシステム更新(R8年度計画)の際には、時効管理機能の付与を検討します。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
36	R05	医療局病院経営本部	【指摘3】	102	市民病院	貸借対照表における貸倒懸念債権の表示方法について	(前略)貸倒懸念債権40,660,003円は、債権発生日または最終納付日から1年を経過している債権であるが、外部の弁護士法人に回収を委任している債権も含まれており、必ずしも決算日の翌日から1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものではない。 また、一般に貸倒懸念債権とは、経営破綻の状態には至っていないが債務の弁済に重大な問題が生じているか、または生じる可能性の高い債務者に対する債権をいい、通常は流動資産の部に計上する債権に用いる名称である。このため、同じ横浜市が設置しているみどり赤十字病院について、同病院の指定管理者が作成した決算書においては、貸倒懸念債権は流動資産の部の医業未収金に含めて計上されている。 同じ横浜市が設置している病院間における比較可能性の点からも、決算日の翌日から1年以内に弁済を受けることができないことが明らかなものではない貸倒懸念債権については流動資産の部に計上するとともに、決算日の翌日から1年以内に弁済を受けることができないことが明らかな債権がある場合については、債権の分類方針を見直し、現在、本人が破産申請中、死亡または連絡先不明となっている債権のみを計上している破産更生債権等に分類することを検討されたい。	指摘を受け、令和5年度決算より債権分類の運用基準を令和6年3月11日に見直し、貸倒懸念債権については流動資産の部の医業未収金に含めて計上しました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
37	R05	医療局病院経営本部	【指摘4】	104	市民病院	債権分類の誤りについて	<p>(前略)</p> <p>当該債権は継続して入院している者に対する債権であるが、一定の事由から回収が滞っているものであり、入院期間に応じて新たに発生する債権についても状況に変わりはないことから、債権発生日または最終納付日から1年未満であるからといって一般債権に分類することは適切ではなく、本来は貸倒懸念債権に分類すべきものである。</p> <p>このため、令和4年度決算にあたり、一般債権2,864,460円に対しては、市民病院の貸倒引当金の算定方法に応じて、貸倒実績率0.386%を乗じた11,060円を貸倒引当金の要計上額としているが、本来は2,864,460円全額を貸倒引当金として計上すべきものであった。</p> <p>また、令和4年度末に債権放棄した債権のうち2,537,060円が、一般債権に分類されていたが、当該債権は、平成31年1月に発生した後に一度も納付がなかったものであり、本来は、令和元年度決算において貸倒懸念債権(債権発生日または最終納付日から1年を経過している債権)に分類されるべきものであった。結果として、過年度の決算における貸倒引当金の計上額も過少となっている。</p> <p>債権分類の結果は、貸借対照表における未収金の計上区分だけではなく貸倒引当金の計上額にも影響を与えることから、債権分類にあたっては、債権発生日または最終納付日の情報や、当該債務者の状況等を踏まえて判断するとともに、分類結果の確認作業についても慎重に行われたい。</p>	<p>指摘を受け、債権分類の運用基準について令和6年3月1日に整理を行い、個々の債権の状況に応じた債権分類とすることとしました。</p> <p>また、分類結果の確認作業についても、同一債権者の場合は個々の状況を鑑みて債権分類することとしました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
38	R05	医療局病院経営本部	【意見34】	105	市民病院	時効以外の要因による債権放棄等の検討について	<p>未収金の債権放棄及び不納欠損にあたっては、時効期間である3年（令和2年の民法改正に伴い、令和2年4月1日以降に発生した医療債権については、原則5年にて消滅時効が完成。）が経過した債権については、横浜市の私債権の管理に関する条例第7条第1項第3号に基づき債権を放棄するとともに、併せて不納欠損処分を行っている。</p> <p>現在、債権放棄の対象としている債権は消滅時効の完成によるもののみであるが、例えば、連帯保証人が存在しない場合に、債務者本人が死亡し、相続人全員から家庭裁判所書記官が発行する「相続放棄申述受理証明書」の提出を受けるような場合（相続人全員の相続放棄）や、同じく連帯保証人が存在しない場合に、本人が破産手続きを申し立てた後、免責許可決定が確定した場合（自己破産における免責許可決定の確定）等といった場合には、それ以上の債権回収は困難となる。</p> <p>利用者間の公平性の観点からも債権回収を徹底することは当然であるが、一方で、回収が不可能な債権については債権放棄により、その管理の簡素化や効率化を図る必要もある。</p> <p>自己破産において免責許可決定が確定した場合には、横浜市の私債権の管理に関する条例第7条第1項第2号において債権放棄の対象となり得る。また、相続放棄の場合には、債務者の所在が不明である場合と同様、地方自治法施行令第171条の5第2号に規定する徴収停止が可能となり、徴収停止を行った後、1年以上経過して状況に変化がない場合には、同条例第7条第5号において債権放棄の対象となり得る。</p> <p>今後、利用者間の公平性の観点を考慮しつつも、回収に注力する債権を明確にし、その管理の簡素化や効率化を図る上で、回収困難な債権については債権放棄又は徴収停止の手続を行うことを検討されたい。</p>	<p>意見の内容も踏まえ、時効以外の要因による債権放棄等について令和6年7月31日に検討を行い、その他の回収困難な債権について債権放棄等を行っていくこととし、また債権放棄を行う債権の基準を令和6年8月23日に決定しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
39	R05	医療局病院経営本部	【指摘5】	107	市民病院	貸倒引当金繰入額の会計処理の誤りについて	<p>(前略)令和4年度決算時において市民病院は、期末一般債権の残高320,315,505円に対して貸倒実績率(約0.386%)を乗じた1,236,775円を、一般債権に対する貸倒引当金の要引当額として算出している。</p> <p>一方、市民病院の決算では貸倒懸念債権が固定資産の部に計上されており、流動資産の部に計上された未収金5,861,838,711円に対する貸倒引当金は、一般債権に対する1,236,775円のみとなるが、実際には18,121,597円の貸倒引当金が計上されている。</p> <p>これは、期中不納欠損額への充当後の貸倒引当金残高(下表③)と貸倒引当金の期末要引当額(下表⑤)との差額について、期末要引当額の方が少ない場合には戻し入れて減額すべきところ、誤って加算する形で会計処理を行ったことによる。</p> <p>結果として、一般債権に対する貸倒引当金が16,884,822円過大に計上され、同額だけ損益計算書上の利益が過少に計上されている。貸倒引当金の会計処理に対する理解を新たにし、適切な会計処理を行われたい。</p>	<p>指摘事項の発生原因として、病院としての知識が不足していたと考えられることから、再発防止策として課題の共有を令和6年3月1日に行いました。</p> <p>ご指摘の内容を踏まえ、令和5年度決算においては病院経営課とも算出の考え方を共有し、決算に反映しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
40	R05	医療局病院経営本部	【指摘6】	108	市民病院	貸倒実績率の算定方法について	(前略)令和4年度の貸倒損失額として用いている2,537,060円は、「【指摘4】債権分類の誤りについて」に記載したように、本来は貸倒懸念債権に分類されるべきであった債権であり、一般債権から生じた貸倒損失額ではない。また、市民病院によれば、令和2年度及び令和3年度の貸倒損失の額とした2,140円及び170,440円についても、一般債権から生じた貸倒損失ではない額を誤って集計した可能性が高いとのことである。このため、これらを除外した場合、貸倒実績率は0%と算定されることになる。(中略)自己破産に係る免責許可決定が確定した場合の債権放棄や、相続放棄や債務者の所在が不明な場合に徵収停止を行った場合の債権放棄であっても、債権放棄を行うタイミングでは、既に一般債権から貸倒懸念債権及び破産更生債権等へ分類が変更されていることから、一般債権から貸倒損失が生じることは稀なものと考えられる。一方、一般債権として分類される債権にも最終的に消滅時効等により貸し倒れに至る債権が一定割合含まれていることも事実であり、例えば、消滅時効が完成するまでの期間は回収努力を継続するものとして、特定の年度において発生した一般債権のうち、消滅時効等により貸し倒れに至った債権の割合を用いて貸倒実績率を算定する等、市民病院において適当と考えられる貸倒実績率の算定方法をあらためて検討されたい。	令和7年度予算編成から貸倒実績率の算定方法を国税庁が示している貸倒実績率算定式に基づく算定方法に変更します。
41	R05	医療局病院経営本部	【意見35】	110	みなと赤十字病院	査定項目の縮減に向けた取り組みについて	(前略)各診療科の事情等もあると想料されるが、医師との一層の情報共有を図り、減額査定となりやすい事項への注意を喚起することは、減額査定を縮減するための重要な取り組みと言える。今後、各診療科の実態を踏まえつつ、当初の意図を達成できるよう運用をより進められたい。また、令和4年度における査定率は、外来診療で0.34%、入院診療で0.29%である。みなと赤十字病院がDPC対象病院であることも踏まえ、病院全体で0.3%を査定率の目安と考えており、概ね目安とする水準にあるが、今後、減額査定項目に係る医師への対面報告の効果等も踏まえつつ、診療科別等のより細分化した目標管理導入の適否についても検討を進められたい。	現時点で査定を対面でなく、紙面やメールで行っている診療科について、診療科医師へ対面で報告したい旨を改めて働きかけてることで、指摘をいただいた査定額減少につなげていきます。 診療科別等の細分化した目標管理設定については、診療報酬適正管理委員会及び事務局の医事課にて検討致しましたが、査定を受ける理由は様々であり、それを診療科ごとに予測して目標設定することは困難との結論に達しました。今後も診療報酬適正管理委員会及び医事課で戻ってきた査定案件を分析し、各診療科へのフィードバックを徹底します。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
42	R05	医療局病院経営本部	【意見36】	111	みなど赤十字病院	返戻件数の縮減に向けた取り組みについて	(前略)外来診療に係る返戻事案については、レセプト質向上対策ミーティングへの報告は行っていない。外来診療は入院診療に比べて診療件数が多く、事務上の負担があるものと考えられるが、外来診療分に係る医事課業務については株式会社ソラストに外部委託していることもあり、委託先事業者による返戻事案に係る処理状況を把握し、返戻対策の検討材料等とするため、返戻事案の事由別の発生状況を把握し、レセプト質向上対策ミーティングにて情報共有と返戻対策の検討を行うことを検討されたい。	外来診療の返戻事案についても、今後は返戻事由を分類した分析資料を作成します。これまで入院診療の返戻事案の対策は医事課内のレセプト質向上対策ミーティングにて行っていましたが、今後はより上位の組織である診療報酬適正管理委員会にて外来診療の返戻事案と併せて情報共有することとしました。その結果、症状詳記を依頼したときに主治医が不在であった場合の詳記の内容確認について不備があることが判明したため、対策として各診療科部長へ最終確認を依頼することを徹底して行っていくこととしました。
43	R05	医療局病院経営本部	【意見37】	111	みなど赤十字病院	貸借対照表における破産更生債権等の表示方法について	(前略)横浜市に報告されている令和4年度の貸借対照表においては、医業未収金は全て流動資産の部に計上されており、固定資産の部に破産更生債権等に類する医業未収金は計上されていない。(中略)日本赤十字社の「医療施設特別会計会計処理マニュアル」においては、貸倒引当金の算定にあたり、医療事業における医業未収金のうち、公的機関以外の相手先に関する債権については、一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等に分類する旨が定められており、このうち破産更生債権等には、①本人の死亡、②破産申請、③連絡先不明により債権の回収が明らかに困難であるものが該当する。特に連絡先不明事案については、救急医療機関として指定されていることから、一定程度の件数及び金額を有するものと推測される。市民病院との比較可能性を確保する観点から、破産更生債権等を区分表示することを検討されたい。	分類方法については、日本赤十字社の外部監査法人であるあずさ監査法人と協議のうえで、破産更生債権等の対象である、明らかに回収が困難である債権の分類方法の改善を行い、令和5年度決算より適用しました。 なお、日本赤十字社の会計規則による貸借対照表においては破産更生債権等の区分表示がそもそも存在しません。会計処理マニュアルで破産更生等債権等を分類するのは貸倒引当金の算定のためとなります。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
44	R05	医療局病院経営本部	【意見41】	121	人事課	賞与引当金について	<p>(前略)引当金の計上要件「②その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること」について検討すると、人事異動により4月以降に市長部局から病院事業に異動した職員については、3月以前は病院事業への貢献がないため、当該要件を満たさないと考えられる。</p> <p>更に、4月以降に市長部局に異動した職員の期末手当等については、3月以前の病院事業在籍分についても費用計上が行われることではなく、費用収益が対応せず、適正な期間損益計算が行われているとは評価できない。</p> <p>これらの状況を鑑みると、賞与引当金はあくまでも、6月支給の期末手当等を計算根拠とするため、支給対象とならない退職者については計算に含めるべきではないが、市長部局へ異動した職員に対する金額については、適正な期間損益計算を担保するためにも何らかの代替手段が必要であると考えられる。年度末退職者を見積り計算から除いたうえで、4月以降に病院事業に異動となった職員の期末手当等のうち、3月以前に相当する金額については、賞与引当金に含めて計算する方法も代替案として検討されたい。(中略)</p> <p>会計年度任用職員の賞与引当金の金額算定にあたっては、市民病院の会計年度任用職員分は、令和4年12月に支給した期末手当の金額を基に計算され、年度末の退職者については調整が行われていない。なお、脳卒中・神経脊椎センターの会計年度任用職員分は適正な計算がなされていた。</p> <p>したがって、市民病院の会計年度任用職員分についても、脳卒中・神経脊椎センターと同様の計算が求められる。</p>	正規職員の賞与引当金については、4月中旬の職員異動完了時点の在職者一覧を基に算定し、市民病院の会計年度任用職員の賞与引当金については、4月1日時点の在職者一覧を基に算定することとし、令和5年度の決算に計上しました。
45	R05	医療局病院経営本部	【意見42】	123	人事課	所得金額調整控除の適用について	<p>(前略)抽出した者の源泉徴収票を確認したところ、所得金額調整控除の適用を受けていない職員が散見された。</p> <p>上述のとおり、所得金額調整控除の適用については、給与所得者からの所得金額調整控除申告書の提出がない場合にはその適用ではなく、医療局病院経営本部において瑕疵があるものではない。</p> <p>しかしながら、比較的最近創設された制度であり認知度が高い制度とはいがたいこと、及び、職員の納税額に影響がある制度となっていることから、制度について職員への更なる周知が望まれる。</p>	令和5年度から病院職員向けの年末調整の案内文を刷新し、控除の説明書きを明瞭かつ平易な内容とし、更なる周知を図りました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
46	R05	医療局病院経営本部	【意見43】	124	人事課	所得税徴収高計算書の記載誤りについて	(前略) 令和4年度の各月に納付した所得税徴収高計算書を確認したところ、その一部について以下の記載欄の誤りが見つかった。 ① 賞与から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税について、「俸給・給料等」欄に記載のうえ納付した月があった。 ② 退職金から源泉徴収した所得税及び復興特別所得税について、「俸給・給料等」欄に記載のうえ納付した月があった。 ③ 年末調整により徴収した不足額及び還付した超過額について、「俸給・給料等」欄に記載のうえ納付した月があった。 所得税徴収高計算書の記載誤りについては、納稅額自体に誤りがあるわけではない。しかしながら、毎年1月末日を提出期限とする「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の1.給与所得の源泉徴収票合計表欄及び2.退職所得の源泉徴収票合計表欄と、各月の所得税及び復興特別所得税納稅額の整合性が取れなくなる。したがって給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の正確な記載および源泉所得税及び復興特別所得税の納付が望まれる。	指摘事項の発生原因是、担当者の所得税徴収高計算書の記載方法に対する認識不足であったことから、再発防止策として係内における指摘内容の共有を令和5年9月26日に行いました。 監査人からの意見を受けた後は、正しい記載方法により所得税徴収高計算書を記載しています。
47	R05	医療局病院経営本部	【意見46】	132	病院経営課	みなど赤十字病院に係る一部の補助金等に関する特定収入の使途特定について	(前略) 当該補助金について、医療局病院経営本部及びみなど赤十字病院にて、二重で特定収入の使途特定がされていた。 消費税法第60条第4項の趣旨が「補助金等の対価性のない収入(特定収入)により賄われる課税仕入等に係る税額について、仕入税額控除の対象から除外することとしている。」であることを鑑みれば、受け入れた補助金同額を交付金(不課税取引)としてみなど赤十字病院に支払う医療局病院経営本部においては、当該補助金を「特定収入以外の収入」として処理してよいものと考える。 なお、これにより年間約175万円(令和4年度実績値)の消費税納稅額の減少が見込まれることから上記消費税の処理方法の変更を検討されたい。	令和5年度決算より「特定収入以外の収入」にて処理しています。 過年度分について、令和6年6月30日に時効となる平成30年度分は令和6年6月26日に修正申告済です。令和元年度分から令和4年度までの修正申告若しくは還付手続は順次実施します。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
48	R05	医療局病院経営本部	【意見47】	134	病院経営課	補助金等の特定収入に係る使途特定について	(前略)令和4年度における特定収入のうち「使途不特定の特定収入」とされたものを抜粋した一覧であるが、交付要綱等が作成されている取引も含まれているように見受けられる。加えて、交付要綱等が作成されているにもかかわらず、その全額が「使途不特定の特定収入」として処理されている。消費税法施行令第75条第1項第6号イにおいて、交付要綱等により「特定収入」に該当するか、「特定収入以外の収入」に該当するか判断するものと定められていることを鑑みれば、交付要綱等が存在する取引については、その全額を「使途不特定の特定収入」として処理することは適当ではないものと考える。 (中略) 一般会計負担金等の交付要綱等が作成されていない取引については、消費税等納税額の抑制の可能性も考慮し、地方公共団体等の合理的な計算が認められている消費税基本通達16-2-2(2)の適用を検討されたい。	令和5年度決算より交付要綱等が存在する特定収入については、その使途に基づき処理しています。 過年度分について、令和6年6月30日に時効となる平成30年度分は令和6年6月26日に修正申告済です。令和元年度分から令和4年度までの修正申告若しくは還付手続は順次実施します。 消費税基本通達16-2-2(2)については、適用するよう令和6年7月8日に検討しました。
49	R05	医療局病院経営本部	【意見48】	138	病院経営課	企業債元金償還に充当した一般会計繰入金に係る特定収入の調整計算について	(前略)企業債元金償還に充当した一般会計繰入金に係る特定収入調整計算の適用税率を「起債年度別償還台帳」のとおり企業債の起債年度に修正した後の消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額は△2,251,500円となり、当初申告における納税額と比較すると4,736,300円の過大申告であるように見受けられる。 今後の消費税申告にあたっては、企業債元金償還のため的一般会計繰入金はその起債年度の消費税率に合わせた調整計算を行うことで納税額を抑えることが可能であると考えられることから、消費税基本通達16-2-2(1)注意書きの適用を検討するとともに、過年度申告分の更正の請求書提出による消費税還付手続きを検討されたい。	令和5年度決算より、起債年度の消費税率に合わせた調整計算を行っています。 過年度分について修正申告若しくは還付手続は順次実施します。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
50	R05	医療局病院経営本部	【意見50】	142	病院経営課	消費税処理等に係るマニュアル等の整備について	<p>財務会計システムでの財務処理は、「医療局病院経営本部」「市民病院」「脳卒中・神経脊椎センター」において行われているが、それについて財務処理マニュアル等の整備状況を確認したところ、マニュアルに関しては「財務会計システムに関するもの」及び「横浜市医療局病院経営本部会計規程」のみであり、消費税の判断については、各拠点において独自で購入した書籍等により対応しているとの回答を得た。</p> <p>医療局病院経営本部においては年間約1億3,000万円（令和4年度実績）の消費税及び地方消費税の納税が発生している。また、病院事業における消費税の処理は、「課税売上」「非課税売上」の判断に始まり、前述の「個別対応方式」または「一括比例配分方式」の有利不利判定、及び地方公共団体特別会計特有の「特定収入に関する処理」と非常に複雑な判断が必要となる。</p> <p>専門家でも判断が難しい処理が必要なことを鑑みれば、消費税の処理に関するマニュアル等の策定及び、入力担当者間の内部研修の実施・外部研修への積極的な参加が望まれる。</p>	<p>指摘を受け、令和6年3月12日に消費税マニュアルを整備し、同日に医療局病院経営本部内への通知及び所属職員へ周知をしました。</p> <p>また内部研修については、令和6年9月3日に開催しました。</p>
51	R05	医療局病院経営本部	【意見51】	142	病院経営課	インボイス制度開始に伴うシステム対応について(適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入についての対応)	<p>(前略)現状の元帳転記によれば、仕入税額控除が80,000円であるにもかかわらず、建物の税抜額が1,000,000円として計上されることから、減価償却費の計算においては建物の取得価額が過少計上となる可能性が高い。また、80,000円の仕入税額控除に対して100,000円の仮払消費税額等が計上されることにより、期末に計上される営業外費用「控除対象外消費税」の決算額が過大計上となり、適正な期間損益計算に支障をきたす可能性がある。</p> <p>正確な減価償却費の計上及び控除対象外消費税の金額算定のため、経過措置が適用される課税仕入に係る総勘定元帳への転記についてはシステム仕様の改定が望まれる。</p> <p>なお、期末棚卸資産の中に、経過措置が適用される取引に係る仕入分が含まれる場合にも、上記に影響がでることも考えられる。</p>	<p>指摘を受け、経過措置が適用される課税仕入に係る総勘定元帳への転記が自動反映されるように令和6年7月30日に財務会計システムを改修しました。</p>
52	R05	医療局病院経営本部	【指摘9】	146	みなど赤十字病院	令和4年度横浜市感染症対応人材強化事業補助金に係る消費税の課税区分の誤り(みなど赤十字病院)	<p>(前略)みなど赤十字病院では「令和4年度横浜市感染症対応人材強化事業補助金」について、消費税の課税区分を特定収入のうち「使途が課税支出に特定されている補助金等」として分類していた。(中略)</p> <p>交付要綱や実績報告書を確認した結果、当該補助金を全額「使途が課税支出に特定されている補助金等」として分類してしまっている処理は適切ではなく、「使途が特定されていない補助金等」として取り扱うべきであった。</p> <p>今後同様の誤りがないよう、課税区分を登録する前に交付要綱や実績報告書を確認し、補助金の対象となる経費の支出内容を適切に把握する必要がある。</p>	<p>指摘事項は、補助金対象経費とした支出内容を会計課が把握していなかったことに起因していることから、実績報告書を会計課に共有することとし、令和5年度決算より、補助金交付要綱上の対象経費について、不課税のものが含まれる可能性を考慮し、課税区分を判定するようにしました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
53	R05	医療局病院経営本部	【意見53】	148	みなど赤十字病院	令和4年度がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金に係る消費税の課税区分の検討(みなど赤十字病院)	(前略)補助金の要綱のみを考慮すれば「使途が特定されていない補助金等」に該当するとしたみなど赤十字病院の判断は誤りではない。一方で、実績報告書においては補助金の使途を不課税支出に特定しているため、「特定収入以外の不課税収入」として取り扱うこともできるものと考えられる。こうした場合、消費税の特例計算においては補助金を「特定収入以外の不課税収入」として取り扱うことにより、仕入税額控除の調整計算から除くことができるため、納税額が減少し、一般的に有利になるものと考えられる。したがって、補助金の実績報告書等において、使途を人件費のような不課税支出に特定した場合には、「特定収入以外の不課税収入」として取り扱うことが望ましい。	指摘を受け、令和5年度決算より、補助金実績報告において対象経費が人件費など不課税支出のみとなった場合は「特定収入以外の不課税収入」とするようにしました。
54	R05	医療局病院経営本部	【意見54】	154	病院経営課	期を跨ぐ補助金の計上時期に関するルールの策定(市民病院、脳卒中・神経脊椎センター)	(前略)地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、(中略)看護職員等処遇改善事業費補助金が支給されることとなった。当該補助金は、令和3年度に属する令和4年2月・3月分の処遇改善分と令和4年度に属する令和4年4月から9月までの処遇改善分に対し支給されるものである。しかし、各病院では令和3年度の処遇改善分と令和4年度の処遇改善分を分けることなく、令和3年度の令和4年2月・3月の処遇改善に対応する部分についても令和4年度に計上していた。(中略)一方で、各病院は法人税が課税される法人ではなく法人税基本通達の対象となる法人ではない点などを考慮すれば、交付決定通知書や確定通知書が出された令和4年度に全額収益計上する処理も誤りとは言えない。実際に他の病院の開示を確認したところ、令和3年度に計上している病院もあるものの、令和4年度にまとめて計上している病院も多くあり、実務上の対応にはばらつきがあると考えられる。今後も、経費補てんの性質があり、さらに支給対象の期間が年度を跨ぐような類似の補助金が支給された場合には、各病院間で補助金の計上時期が統一されない可能性がある。また、会計理論上は費用収益対応が望ましいことから、補助金の計上時期に関するルールを医療局病院経営本部主導で定めておくことが望ましい。	期を跨ぐ補助金については、交付決定通知書や確定通知書の日付での計上とする旨、医療局病院経営本部内に令和6年3月12日に通知しました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
55	R05	医療局病院経営本部	【意見55】	155	総務課	決裁事務の効果や効率性に係る事項 (市民病院、脳卒中・神経脊椎センター)	(前略)支払伝票や振替伝票、調定が紙での決裁となっており、添付する予算執行に係る起案文書も紙決裁となっている。そのため、補助金に係る起案文書を閲覧する中で下記の事項が検出された。 ① 文書管理システムに入力する際には、システム上で起案か供覧かを選択しているが、紙出力した起案文書には起案か供覧のどちらを選択したかがわからない仕様となっている(システム上入力したものが紙出力時に反映されていない)。起案文書ごとに起案又は供覧のいずれかに○を付している担当者もいるが、未記載の担当者が多く、いずれの文書なのかが不正確となっている。 ② 起案時に紙出力し、上席者等が回覧・決裁の押印を行う。決裁日等については紙の起案文書に日付を記載するとともに、文書管理システムにも入力するなど、重複作業が見受けられる。 ③ 紙での起案文書を最終保管とした場合、後付けで整合性が取れるような日付を記載してしまうリスクや担当者以外が押印してしまうというリスクを低減できない。 今後これらの課題に対応し、決裁事務を効果的・効率的に行うため、決裁事務の電子化などを検討することが望ましい。	①再発防止策として、令和6年2月19日、20日に経理業務の研修を行いました。 また、院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容、起案文書ごとに起案又は供覧のいずれかに○を付すよう令和6年2月19日、20日に共有しました。 ②、③指摘を受け、決裁事務の電子化を令和6年3月12日に検討しました。「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおける予算執行関係文書の取扱いについて(通知)(令和6年3月15日病院総第1459号)」を通知し、執行同、入札執行同、見積微収同、契約締結同について、令和6年4月1日以降に起案する文書については全て電子回議・決裁によることとしました。 令和6年3月11日及び令和6年3月22日に起案文書の電子化に伴う対応について、市民病院及び脳卒中・神経脊椎センターに通知しました。【決裁事務の電子化部分】
56	R05	医療局病院経営本部	【意見56】	156	市民病院	令和3年度横浜市心臓リハビリテーション強化指定病院補助金の計上時期(市民病院)	令和3年度横浜市心臓リハビリテーション強化指定病院補助金5,000,000円については、市民病院では令和4年度決算で計上を行っている。(中略)一方補助対象となる人件費の支出は令和3年度分であり、会計理論上求められる費用収益対応の経理処理の観点からは適切ではない。 当該補助金については、実績報告や交付確定通知書の日付が令和4年度であるものの、補助金の上限額が要綱に明記されている点や交付確定通知書が届いた時点を考慮すれば、実務的にも令和3年度に補助金を未収計上する事が可能であったと考えられるため、適切な経理処理を行うことができるよう補助金計上時期に関するルール化やチェック体制の構築が必要である。	期を跨ぐ補助金のうち本件のような場合には、適切に未収計上が行えるよう医療局病院経営本部内に令和6年3月12日に取扱いについて通知しました。 適切な補助金計上時期に合わせた取扱いを行えるよう、決算調整時に申請済の補助金の状況を職員間で共有し、チェック体制をとることを令和6年3月11日に決定しました。
57	R05	医療局病院経営本部	【指摘13】	156	脳卒中・神経脊椎センター	補助金交付決定通知書等の供覧の未実施(脳卒中・神経脊椎センター)	(前略)脳卒中・神経脊椎センターが受領した補助金の交付決定・確定通知書などの文書については、文書管理システムへの登録が一部行われておらず、通知書受領時に起案文書が作成されていないものが散見された。 行政文書については、横浜市医療局病院経営本部行政文書取扱規程第9条及び第11条に基づき、文書管理システムに登録し、文書を供覧する必要がある。 実務的には補助金の交付決定通知書等について、上席者等への供覧を行っているとのことであるが、閲覧の事実や保存期間等を明らかにしておく必要があることから、補助金の交付決定通知書等の取扱いについて、横浜市医療局病院経営本部行政文書取扱規程に従い、適切な事務執行を行う必要がある。	不適切な状態の是正として包括外部監査での指摘後の令和5年10月26日から同様の事務に従事する全担当者間に周知し、文書管理システムでの供覧を実施しました。 指摘事項の発生原因は担当者の知識不足、責任職による供覧の確認不足であったためと考えられることから、再発防止策として経理業務の研修を令和6年2月19日、20日に行いました。また、院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因及び通知書受領時に起案文書を作成するよう令和6年2月19日、20日に共有及び指示しました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
58	R05	医療局病院経営本部	【指摘14】	160	みなど赤十字病院	補助金に係る文書保存期間の誤り(みなど赤十字病院)	(前略)「令和4年度がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金」の実績報告に係る起案文書については、令和5年度に作成されているのであるから、日本赤十字社文書取扱規程に従えば、文書を作成した日の属する令和5年度の翌年度の初日である令和6年4月1日から起算して5年間(令和11年3月31日まで)の保存が必要になるはずである。 一方、「令和4年度がん診療連携拠点病院機能強化事業補助金」は実績報告書の起案文書も含めて各種資料が一冊の簿冊としてまとめられており、簿冊の表紙には決裁(取得)年度が「令和4年度」から起算して5年間の保存(令和10年3月31日まで)と記されていた。実績報告書の起案文書も含めて簿冊と指定整理しているのであるから、正しく表紙の記載を行うのであれば「令和5年度」から起算して5年間の保存(令和11年3月31日まで)とする必要がある。 このように、補助金に係る起案文書について、実績報告書の提出や交付確定通知書の受領などが年度を跨ぐ場合もあるため、特に文書保存期間に留意して実務を行う必要がある。	指摘事項は、担当者の規程の理解不足に起因しているため、担当者へ本件について令和5年12月6日に規定に関する指導を行い、同日に当該文書の保存期間の延長処理を行いました。
59	R05	医療局病院経営本部	【指摘15】	161	みなど赤十字病院	令和4年度横浜市感染症対応人材強化事業補助金に係る決裁資料の不備(みなど赤十字病院)	(前略) 決裁日や施行日が記載されていなかった点については、日本赤十字社文書取扱規程第14条で定めるとおり「決裁を終えた年月日その他必要な事項を記載する」とあり、内規に違反していることとなる。決裁日付は、決裁を受けた後に事務が執行されているかどうかなど、事務執行の適切性を事後に確認するためにも重要な役割を持っており、内部統制上も重要であると考えられる。 文書保管については「公用文書分類基準表」に保存期間が記されている。国及び地方公共団体等からの補助金等に関する決裁文書の保存期間は5年と定められており、保存期間を3年とすることは内規に違反していることとなる。また、当該補助金の要綱において、事業終了後5年間は補助金に関する書類や証拠資料を保管することが明記されている。補助金の監査が実施されるケースもあるため、文書保存期間についても内規や要綱を遵守する必要がある。 決裁文書を適切に作成・保存することは、取引先等との間に問題が生じた際に担当者が説明責任を果たすための手段でもあり、組織としても情報漏洩や資料の改ざん、紛失などのリスクを低減する効果があるため、各担当者は、内規等を遵守するとともに、適切な事務を執行しなければならない。	指摘事項は、担当者の規程の理解不足に起因しているため、担当者へ本件について令和5年12月6日に規定に関する指導を行い、同日に当該文書の保存期間の延長処理を行いました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
60	R05	医療局病院経営本部	【指摘16】	163	市民病院	固定資産一覧表の記載事項について	(前略)固定資産は購入価格をもとに減価償却計算を行うため、累計欄の金額に残存額を加算した金額が購入価格と一致する計算になるのであるが、次表での検算にあるとおり、いずれも一致しておらず、購入価格の推定値と台帳上の購入価格に差額が生じている。(中略)いずれの資産も減価償却済(バス停留所については廃棄処理中)の資産であったため、減価償却費計算等、会計処理上の問題はないと思われるが、横浜市所有の固定資産を管理するために必要な台帳であり、購入価格は正確に記載しなければならない。 今後購入する固定資産については、その購入時期によって消費税率が異なる場合もあり得るし、消費税率が変更される時期によっては、同一年度内においても消費税率が異なる可能性もある。固定資産台帳作成に細心の注意を払い、複数人のチェック等による確認作業を踏まえて台帳等を作成する体制が必要となる。	指摘事項の発生原因是消費税率変更時に修正入力が不足していたためと考えられることから、再発防止策として固定資産台帳入力時は、入力者、チェック者のダブルチェックの体制とする運用へ令和6年3月18日に変更しました。
61	R05	医療局病院経営本部	【指摘17】	164	市民病院	診療材料の管理について	(前略)今回、SPD倉庫内実査において、取り扱う物品、作業内容等を確認したところ、倉庫内保管の未開封の医材包装の箱でIDカードが剥がされているものが複数見受けられた。また、医材包装の箱を開封し、中の医療材料の使用を開始しているがIDカードを剥がしていない医材包装の箱もあった。(中略)定数配置の医療材料について、仕様書に定める従来どおりの消化払いとし、あくまで消化払いであるために棚卸資産はないとする管理方法を継続するか、或いは病院内の状況を再検討し、従来の方法では業務に支障をきたす恐れがあるのであれば、IDカードを事前に剥がし予備の医療材料を病院内に確保し、期末日にその分の医療材料を期末の在庫として認識し、棚卸資産に計上するか、現状に即した適正な方法の選択を検討すると共に、その状況に応じて契約書の見直しの検討も行わなければならぬ。	指摘を受け、診療材料の現在の管理方法について令和6年3月20日に委託事業者との定例会で検討を行いました。現在の管理方法が不徹底となった原因は、特定の者の独自の判断であったことから現在の取扱いで問題ないことを確認し、取扱いを継続することを決定しました。 再発防止策としてIDカードの剥がし忘れ、病院職員以外のIDカード剥がしを行わないことを、月に1度の頻度で朝礼において周知しています。また、当院職員が抜き打ちでチェックを年に4回行い対応していくことを令和6年3月20日に決定しました。
62	R05	医療局病院経営本部	【指摘18】	166	市民病院	横浜市から供給された物品について	実査の際に病院内倉庫において、横浜市から受け入れたまま保管されている給食用手袋(マイスコントリルグローブ)があった。担当者に確認したところ、これらは棚卸資産としての在庫管理はしていないとの説明であった。横浜市医療局病院経営本部会計規程(たな卸資産の範囲)によればこれらの消耗物品はたな卸資産とされている。 購入品ではなく、横浜市から病院に供給された消耗品であっても購入品同様に、受入、払出処理を行い、適切な保管、管理、在庫数量の把握等が必要である。	不適切な状態の是正として令和5年11月1日に棚卸を行いました。 指摘事項の発生原因是、新型コロナウイルス感染症対応による繁忙のための手続の不備によるものと考えられることから、再発防止策として課内会議を令和5年11月10日に行い、適切な在庫管理について注意喚起しました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
63	R05	医療局病院経営本部	【意見58】	167	市民病院	非常用備蓄食品の管理について	<p>実査の際に病院内倉庫に非常用備蓄食品が保管されているのを確認した。その中に既に賞味期限切れのものが散見されたため、令和4年度末の非常用備蓄食品一覧の提出を求め、提出された一覧表の中に(中略)令和5年中に賞味期限が切れるものがあった。</p> <p>実査後、一覧表中の賞味期限切れの食品について確認したところ、パン及び水のうち、令和5年6月5日、8月19日賞味期限のものは令和5年8月21日処分、水のうち、令和5年10月2日、11月10日、11月20日賞味期限のものは令和5年12月又は令和6年1月に処分予定である旨の回答を得た。</p> <p>今後不測の事態に備え、非常用備蓄食品の管理はますます重要性を増すと考えられる。適時購入し保管管理はしているが、廃棄予定の他に、有効活用までを含めた備蓄計画であるとより望ましい。</p>	<p>指摘を受け、調達から廃棄までの在庫確認に運用を令和6年3月24日に変更しました。</p> <p>また、賞味期限到来が迫る物については、防災訓練等で活用するなどして、有効利用しました。</p>
64	R05	医療局病院経営本部	【指摘19】	169	脳卒中・神経脊椎センター	固定資産番号の誤りについて	<p>病院内の固定資産確認作業は、固定資産一覧表と現物及び資産番号の印刷されたシールを照合する方法で行った。その作業中に固定資産の種類、設置場所は一致するが、シールに印刷された資産番号が異なるものが発見された。(中略)確認した資料の内、固定資産台帳と固定資産一覧表の固定資産番号は修正されており、当該固定資産に貼付されていたシールのみ修正前のままで修正がされていなかったため、異なる番号となっていた。</p> <p>沿革補足事項欄に記載された時点で誤りに気付きながら、その後の修正が適切に行われていない。正確な記載により修正の必要のないよう注意を払うのはもちろんあるが、仮に誤りがあり修正する場合には、複数人の確認等により見落としの起こらないチェック体制の構築が必要であり、事務処理の手順の見直しが望まれる。</p>	<p>資産管理番号が異なるとの指摘を受けたものについては、令和5年10月26日に正しい固定資産番号の固定資産シールに貼替え済みです。</p> <p>本件の誤りは、固定資産番号の採番方法を従来のものから変更した平成24年度取得資産について、令和3年度に従来の採番方法に戻し、これに合わせてシールの貼替えを行ったものの遺漏があったことによるものです。</p> <p>これを踏まえ、採番方法をむやみに変更しないことをあらためて所属内で確認するとともに、同様に台帳と現品との相違を生じやすい固定資産番号の枝番付与についても、令和6年4月からこれを停止するなど、採番に関するルールを整理・徹底しました。また、シール貼付は原則納品時に行うこととしており、シールの誤貼付防止に努めています。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
65	R05	医療局病院経営本部	【意見61】	170	脳卒中・神経脊椎センター	モニュメントの減価償却について	<p>脳卒中・神経脊椎センターには正面玄関と中庭に一体ずつモニュメントが設置されている。2体のモニュメントは共に、作者の名前及び作品タイトルのプレートが設置されており、美術品であると判断できる。</p> <p>また、2体のモニュメントは固定資産一覧表に(中略)記載され、構築物とされていた。(中略)</p> <p>当該2体のモニュメントはその金額及び形状からも美術品に該当すると考えられる。したがって、減価償却資産には該当しない。そうであれば、横浜市医療局病院経営本部会計規程第155条「償却すべき資産に限る。」の「償却すべき資産」にも該当せず、結果的には減価償却を行ったことは会計処理として適切であったとは言えない。</p>	<p>美術品の取扱いについては、地方公営企業法及び横浜市医療局病院経営本部会計規程に規定がないため、現行税法(法人税法等)に依って整理を行うこととしました。</p> <p>現行税法では、取得価額が1点100万円以上の美術品等は原則として非償却資産に該当しますが、「時の経過により価値が減少することが明らかなもの」に該当する場合は減価償却資産として取り扱うことが可能とされています。</p> <p>当該モニュメント2体はいずれも屋外(正面玄関及び中庭)にあり、「時の経過により価値が減少することが明らかなもの」としての要件を満たすと考えられるため、通達改正後は減価償却資産として取り扱うこととして、美術品としての管理を明確化するため資産区分の変更のみ行うこととして、令和5年度決算調製において資産区分を「構築物」から「その他有形固定資産」に変更(取得価額及び減価償却累計額を振替整理)しました。</p> <p>当該資産については、通達改正前においては、本来非償却資産として取り扱うことが適当ですが、当該資産が屋外にあって取得から20年以上が経過していることから、資産区分変更に当たっては鑑定に基づく資産価額の再評価が必要と考えます。ただし、資産区分変更のみの理由で有料の鑑定を行うことは経営上利がなく、美術品であっても一部減価償却対象とすることを認めることとした通達改正の趣旨を踏まえ、遡及修正を行うことなく残存価額を資産価額とする整理を行ったものです。</p>
66	R05	医療局病院経営本部	【意見62】	171	脳卒中・神経脊椎センター	固定資産の修理、除却費用について	<p>固定資産実査の結果、地下1階リネン室にマットレス蒸気消毒装置が故障中であり使用できない状態で保管されていた。将来的にも使用の予定はないため、修理予定も組まれていない。廃棄にも追加費用が掛かることから、故障の状態で保管されていることである。(中略)</p> <p>使用せず、修繕もせずに放置されたままの状態である事は、「横浜市医療局病院経営本部会計規程」第145条に記載されている「善良な管理」がされているとは言えない。廃棄等の適切な対応が求められる。</p> <p>一方、会計処理の面から考えた場合、現物としては廃棄していないが、修理をしない状態では稼働ができず、稼働予定もないため、固定資産として計上しておくことは適切ではない。固定資産は事業の用に供している資産を対象としているため、使用を中止した場合には、一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき、有姿除却の会計処理が必要となる。(中略)</p> <p>なお、当資産については、令和6年1月23日の入札において撤去事業者が決定し、その手續が進められている。</p>	<p>不適切な状態の是正として、地下1階リネン室に保管していた故障中であるマットレス蒸気消毒装置は令和6年3月22日に撤去し、除却の会計処理を行いました。またこれとは別に、既に使用を中止し、今後も使用を再開する見込みのない一部の資産について令和5年度に有姿除却処理を行いました。</p> <p>指摘事項の発生原因は固定資産の確認不足であることから、再発防止策として経理業務の研修を令和6年2月19日、20日に行いました。</p> <p>院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容、根拠規程、発生原因を令和6年2月19日、20日に共有しました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
67	R05	医療局病院経営本部	【意見64】	174	脳卒中・神経脊椎センター	棚卸資産の差異の会計処理方法と費用負担について	各月の棚卸表として提出された内容を確認した。(中略)誤差金額の会計処理につき担当者に確認したところ、時間外・休日時の臨時請求において物品臨時請求・返品伝票の提出漏れがないかの確認、定数減により補充した物品が電算データに反映されているかを確認したうえで、原因が不明なものを調整しているとの回答であった。各月共に大きな差額は算出されていないが、調整額は結果として病院側の費用負担となっている。物品管理等を委託契約により行う場合、管理委託物品等の棚卸による誤差が生じた場合の費用負担についても契約書に明示し、原因が不明なものについては、受託業者と病院のどちらの負担にすべきかを明確にすることが求められる。	指摘事項の発生原因は契約内容の認識不足であることから、再発防止策として経理業務の研修を令和6年2月19日、20日に行いました。 院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容を令和6年2月19日、20日に共有しました。 令和6年2月20日に契約業者と協議し、委託契約約款第24条の一般的損害の記載について原則受託者の負担であるが、委託者の責任による場合は委託者の負担になる旨を援用して当院負担になることを説明しました。
68	R05	医療局病院経営本部	【指摘20】	175	脳卒中・神経脊椎センター	伝票の保管について	物品倉庫の実査を進める中で、倉庫奥に段ボールに入った伝票が山積みになっていることを確認した。伝票の内容、伝票の所有者、保管義務はどちらにあるのかを担当者に確認したところ、段ボールの中には発注書、納品書、業務日報、コスト伝票が入っており、これらの資料は病院側のもので物品保管室に3年間保存で保管を依頼しているという回答であった。 しかしながら、段ボールはまだ山積みとなっており、種類別、年月別に保管・管理されている様子はなかった。また、委託契約における物品管理等業務委託仕様書の物品の中には伝票等資料の保管業務は個別に記載されていない。 委託契約において伝票等資料の管理を業務として委託するのであれば、物品管理等業務委託仕様書に明示するとともに、必要に応じて速やかに確認できるよう、年度、伝票、資料等の種類、内容に区分し、整然とした保管に努めることを望む。	不適切な状態の是正として令和6年2月9日に段ボールに入った伝票を整理整頓・廃棄し、年度・内容別に分けるなど整然とした保管体制に改善しました。 指摘事項の発生原因は、契約内容と物品管理についての認識が不足していたと考えられることから、再発防止策として経理業務の研修を令和6年2月19日、20日に受講しました。次期契約期間(令和7年度～令和9年度)の仕様書について、伝票等資料の管理業務に関して明記するなど内容を見直します。
69	R05	医療局病院経営本部	【意見65】	175	脳卒中・神経脊椎センター	古いオペレーティングシステムの使用について	物品管理等業務委託仕様書に基づき、委託先が病院側より受け取るデータの印刷業務が物品倉庫内で行われている。担当者の説明では、通常使用しているパソコンとは別のノートパソコンにより、複写用紙にドットプリンターで印刷している。当該ノートパソコンはその業務のみに使用されているが、使用されているオペレーティングシステムは既にサポートが終了しているものであった。 限られた業務にのみ使用するパソコンであっても、サポートが終了されている古いタイプのオペレーティングシステムを使用することは業務上適切ではなく、当該業務に関しては他の方法による変更を検討されたい。	指摘を受け、令和6年1月19日に古いオペレーションシステムとプリンターの使用を止め、総務課でその都度に印刷発注する方法に変更しました。 指摘事項の発生原因は物品管理の認識不足であることから、再発防止策として経理業務の研修を令和6年2月19日、20日に行いました。 院内の全課において、指摘された事務と同様の事務に従事する全担当者及び責任職(係長)に対し、指摘事項の内容を令和6年2月19日、20日に共有しました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
70	R05	医療局病院経営本部	【指摘21】	178	みなと赤十字病院	横浜市所有固定資産の管理について	(前略)実査の際に横浜市から提出された固定資産一覧表とみなと赤十字病院の固定資産データから抽出した横浜市所有の固定資産データを突合したところでは、みなと赤十字病院のデータ上に記載のある6件の固定資産が横浜市提出の一覧表には記載がなく、不一致であった。 次回年度末に確認することで一致をみる可能性もあるが、この管理方法では、基本協定第22条第1項「乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならぬ。」という協定内容が遂行されているとは言えない。 財産台帳の作成を含め、横浜市所有の固定資産について管理方法の見直しが必要である。	横浜市と指定管理者の固定資産リストを確認・点検し、令和5年度末台帳を一致させる会計処理を実施することにより、横浜市及び指定管理者共通の財産台帳を整備しました。 また、横浜市所有の固定資産廃棄にあたり、事前に申請・承認する手法について、台帳に記載されている備品を除却する際には、みなと赤十字病院から本市に協議を依頼し、本市として承認することにより台帳の整合を取りこととし、本市と指定管理者の間で確認し令和6年7月より実施しています。
71	R05	医療局病院経営本部	【意見67】	179	みなと赤十字病院	固定資産番号の管理について	固定資産には個々に資産番号が付され、当該資産番号の印刷されたシールを固定資産に貼付する方法により、個別に管理している。実査の際に現物の固定資産と当該シールを確認していたところ、シールが貼付されていない資産があった。 絵画、ソフトウェア等、シールを貼付することが難しい固定資産も存在する。しかし、同種類の固定資産が複数存在する場合もあり、各固定資産を個別に特定するためには資産番号を印刷したシールを貼付する方法が有効である。 仮に現物の固定資産には貼付できない場合でも、当該固定資産を資産番号で特定するため、シールの保管方法や代替して貼付する場所等について一定のルールを定め、資産番号を印刷したシールを確認できる方法を定め、より適切に管理することが望まれる。	FCUの更新工事等、シールを貼付することが難しい資産については、当該装置を設置した部屋の壁に貼付することとし、令和6年8月までに貼付を完了しました。
72	R05	医療局病院経営本部	【指摘22】	180	みなと赤十字病院	固定資産の廃棄等現状把握について	廃棄関連業務に関しては各固定資産を管理する担当部署により手順等は異なり統一されていないことが原因で、廃棄が先行し事務処理が遅れる等、廃棄事実と書類作成及び報告処理の間に時間差が生じてしまう結果となる。 固定資産の管理はみなと赤十字病院の運営上、会計上共に重要な要素である。今後、先進技術の発展とともに、医療機器の導入、入替等のサイクルが短くなることも考えられる。固定資産の取得、維持管理、廃棄の一連の業務を統一した方法により一貫性をもって遂行していく必要がある。それにより現状の固定資産の状況を正確に把握することができる。そのことは固定資産の中長期的な購入等の計画並びに修繕等のタイミングを知る上でも極めて重要である。統一した事務処理指針・手順書を作成する等により、固定資産の明確で適正な管理を検討されたい。	統一した事務処理を行うため、廃棄伝票の回覧を他の起案と同様電子化し、決裁後速やかに固定資産データへ廃棄登録することとしました。(令和6年8月付) 廃棄予定の物品が一目で分かるよう、決裁後に対象物品は廃棄物処理庫へ速やかに格納します。廃棄費用の最適化のため、廃棄物品については回収業者へ一定程度まとめて廃棄を依頼することとしました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
73	R05	医療局病院経営本部	【指摘23】	181	みなと赤十字病院	横浜市所有固定資産の廃棄について	<p>みなと赤十字病院は横浜市の指定管理者施設として運営されており、横浜市所有の固定資産も管理している。当該固定資産の廃棄に関しては、基本協定第22条第3項に「乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。」と規定されている。しかし、担当者に確認したところ、事前に承諾を得てから廃棄又は処分するという方法にはようらず、廃棄後の事後報告のみであるとの回答であった。この状況は結果として基本協定第22条第3項を遵守していないことになる。</p> <p>横浜市所有の固定資産を廃棄する際には基本協定を遵守する必要がある。</p>	<p>今後は、横浜市所有の固定資産を廃棄する際には事前に了承を得てから、廃棄伝票を起票し処分します。</p>
74	R05	医療局病院経営本部	【指摘24】	182	みなと赤十字病院	通話録音装置システムの金額誤りについて	<p>(前略)値段交渉により、消費税課税前において143,000円価格が下げられているにもかかわらず、初回提示価格による契約、納品、請求、取得が行われた事について担当部署に確認したところ、結果的には誤りによるものであるという回答であった。その原因として考えられるのは、令和3年10月14日決裁の時点で金額の記載された契約書のひな型等の作成を行わず、約3か月後本契約書を作成した際に2通ある見積書の請負金額の記載を誤り、その誤った金額のままその後の書類が作成され全ての事務処理が行われてしまったため、伺書記載の施工費用金額ではなく、値段交渉前の価格にて執行されてしまったのではないか、ということであった。</p> <p>資産の購入、工事の請負等に関する起案、伺い、決裁、契約、納品、請求、支払までの一連の業務処理においては、金額も含め統一した内容で適正に事務が行われなければならない。</p> <p>今後、このような事が起こらないよう、各人が確認するのは言うまでもないが、仮に記載誤り等が起こってしまったとしても最終支払の前の事務処理の段階で誤りに気付く事ができるような確認方法を検討し、実行されることが必要である。</p>	<p>見積書による工事等の実施の決裁後、契約書の決裁の際に担当部署の課長が見積書の金額と契約書の金額が一致していることを確認するようにしました。</p>

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
75	R05	総務局	【指摘25】	184	横浜市立大学附属市民総合医療センター	固定資産台帳と整合した固定資産の適正な管理について	(前略)固定資産台帳から稼働中の固定資産を42点抽出し、市大センター病院内の各設置場所を巡回して現物と現物に貼付された資産管理番号等記載のシールを突合した。その結果として、下記9点の固定資産について、現物が確認できない等の問題点が発見された。(中略) 規程第1条にも記載のとおり、固定資産管理の目的は、「固定資産の適正かつ効率的な運用を図ること」にある。各設置場所で稼働し、機能や使用方法、耐用年数等の異なる固定資産を適正かつ効率的に運用するためには、固定資産台帳は非常に重要な管理手段の一つであり、常に現物の資産と台帳が一致していることを確認できる状態にしなければならない。 また、市大センター病院で取得する固定資産は横浜市からの運営交付金を取得財源とするものが多く、運用状況や管理状況に対する格段の説明責任が求められる。 更に、公立大学法人において作成する貸借対照表及び損益計算書、あるいは固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細等の附属明細書が正確であるためには、これらを作成するための基礎資料となる固定資産台帳が現物の資産と一致し正しいことが必要となる。 以上のことから、規程及び要領に準拠した適正な管理体制の構築及びその運用が求められる。	医療機器については、固定資産台帳に登録されている全ての固定資産(附属市民総合医療センター)を対象に、設置部署における現物調査(令和5年度中)を実施し、固定資産台帳と現物の資産が一致していることを令和6年3月25日に確認しました。 また、法人における固定資産実査(令和5年12月～令和6年2月)に際しては、実査等対象外の資産を含めた現物の維持管理、移動及び廃棄等に伴う適正な手続の実施について、病院内で周知しました。
76	R05	総務局	【指摘26】	186	横浜市立大学附属市民総合医療センター	実効性のある固定資産実査について	(前略)平成18年度(2006年度)以降に取得した資産については、直近では現物実査は行われておらず、結果として、実査対象となっていない資産のうち、既に廃棄した資産について現物の資産と固定資産台帳の不整合が発見された。 固定資産の実査対象を選定するにあたっては、取得年度等で分類することも有効な方法であるが、耐用年数が決まっている固定資産については、例えば、耐用年数を超過した資産について重点的に実査することも効果が高い。また、使用頻度の高い医療器機等については、故障や陳腐化の状況等について日常的な監視が行われるが、旧式の器機や予備の器機等については、定期的な確認が必要であり、計画的な実査が求められる。時間や人員等の制約が多い中、規程を遵守し、効果的かつ網羅的に実査するためはどのような方法が可能であるかについて再度検討し、固定資産の適正かつ効率的な運用を実施されたい。	耐用年数を超過しても使用している資産が相当数あることから、令和6年度固定資産実査においては、取得年度で分類する対象資産を拡大し、実査期間を必要十分に確保することで網羅的に実査を行うことにより、適正な管理運用を徹底します。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
77	R05	総務局	【意見68】	187	横浜市立大学附属市民総合医療センター	SPD委託業者の選定における提案金額の評価方法について	(前略) 随意契約のプロポーザル方式では、提案者の審査及び評価を行い相手方が決まることがある。もちろん、プロポーザル方式においても提案金額は評価項目に含まれるが、提案金額はあくまでも審査及び評価の一項目としての取り扱いとなる。当委託業務の評価においても提案金額については、(中略)総合計に占める割合は5%であり重要度はかなり低いと考えられる。 当委託業務の上限額は363百万であり、「5-(4)提案金額の妥当性」で最高評価点数の10点を取るためにには、326.7百万円以下の年間概算見込額を提示すればよい。このことは、326.7百万円以下の金額を提示した提案者は、提案金額にどれだけ差が開いていても評価には反映されないことを示している。 (中略) 提案項目には、「2診療材料等の調達(1)経費削減」のように、直接病院の経費削減につながる提案や「3院内物流管理業務」のように、効率的な物流及び在庫管理を達成することで経費削減につながるものもある。このように、提案内容としての経費削減に対して直接的・間接的に多くの項目を準備しているが、最も重要な提案金額については約72百万円の差が開いていても何ら評価はされていない。(中略) 取扱要綱にも記載のとおり、プロポーザル方式を採用する業務は、「高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務」であり、必ずしも価格面の優位性だけでは判断できない業務である。一方、その評価項目には経費削減につながる項目も多く、提案者側としても提案金額を前提とした提案内容により、業務を提供することを予定している。 したがって、提案金額についてもより評価に反映される仕組みの構築や受託事業者選定方法の変更についても検討されたい。	プロポーザル方式での評価方法について検討を行いました。プロポーザル方式においては、提案内容の質的担保を目的として、提案金額以外の評価項目も多く設けており、案件ごとの上限金額や重視すべき評価項目を踏まえ、契約審査会において各項目の評価基準や評価割合を決定しています。 当該案件は、質的部分に係る提案内容に着目し、提案金額に係る評価割合は全体の5%程度としておりましたが、令和6年度以降の受託業者の選定にあたっては提案金額も十分に考慮し、上限金額に対する提案金額の評価割合について従来の事例にとらわれず、案件ごとに契約審査会において審議・決定することとしました。
78	R05	総務局	【意見69】	190	横浜市立大学附属市民総合医療センター	SPD委託業務における概算金額の算定方法	当業務の概算金額は363百万円(税込)であり、概算金額は見積書を入手し計算している。見積書は、病院ごとに分かれているが業務内容別の詳細な提示ではなく、業務内容一式の提示となっている。 見積書は現受託事業者の一者から取得し、百万円以下の端数を切り上げ、概算金額として採用しているが、当業務委託においては、複数の事業者から見積書を入手し、比較検討を行うことが望ましいと考える。 このように考える理由としては、当業務はプロポーザル方式により受託候補者の特定を行うため、一般競争入札に比べ価格面での競争が行われにくいことが挙げられる。すなわち、概算金額算定時により適正な価格設定をするためには、複数事業者の見積を比較検討することや、詳細な業務内容についての分析を行うことが求められる。 また、契約方式の原則は一般競争入札であり、プロポーザル方式はあくまでも契約相手の選定方法の例外を認めたに過ぎず、法人にとって不利になる価格で契約することまでが認められたものではない。 以上より、当業務においては、現受託事業者の一者からだけではなく、複数事業者から見積書を入手し、比較検討を行ったうえで概算金額を設定することが望ましいと考えられる。	特に、SPD業務委託のように高額かつ複数年契約が想定される事案についてプロポーザル方式による随意契約を実施する場合には、一般競争入札と比較して価格面での競争が行われにくいことも考慮し、極力複数の事業者から見積書を入手し、比較検討の上で概算金額を算定していくこととしました。

NO	年度	監査対象区局名	区分	監査報告書掲載ページ	対象課又は所管課、外郭団体等の名	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
79	R05	医療局病院経営本部	【意見70】	191	市民病院	院内の拾得物の取り扱いについて	(前略)拾得者の権利については、拾得した日から7日以内(管理者のいる場所で拾った場合は24時間以内)に警察署等に提出しなければ権利はなくなるとされており、その期間内に拾得物を届け出ることにより、遺失者が3か月以内に判明しない場合、拾得者として物件を受け取る権利が生ずる。脳卒中・神経脊椎センターにおいては、拾得物の件数が少ないことに加え、業務及び人員数の都合上、拾得した日から7日以内に警察署に提出することが困難であり、月1回程度警察への届出を行っているため、拾得者の権利は失権しており、会計処理は発生していないとのことである。消費税の側面から取引を確認すると、市民病院においては、拾得物は消費税率10%の課税売上として処理されている。しかしながら、拾得物については対価性がない収入であることから消費税の処理に関しては不課税取引として処理する必要がある。 (中略)拾得時におけるマニュアル等の整備により職員への周知徹底及び拾得物管理簿等の作成を検討されたい。	指摘を受け、令和5年度決算から不課税としました。 なお、拾得時におけるマニュアル及び拾得物管理簿は監査時から整備済です。
80	R05	医療局病院経営本部	【意見70】	191	脳卒中・神経脊椎センター	院内の拾得物の取り扱いについて	(前略)拾得者の権利については、拾得した日から7日以内(管理者のいる場所で拾った場合は24時間以内)に警察署等に提出しなければ権利はなくなるとされており、その期間内に拾得物を届け出ることにより、遺失者が3か月以内に判明しない場合、拾得者として物件を受け取る権利が生ずる。脳卒中・神経脊椎センターにおいては、拾得物の件数が少ないことに加え、業務及び人員数の都合上、拾得した日から7日以内に警察署に提出することが困難であり、月1回程度警察への届出を行っているため、拾得者の権利は失権しており、会計処理は発生していないとのことである。消費税の側面から取引を確認すると、市民病院においては、拾得物は消費税率10%の課税売上として処理されている。しかしながら、拾得物については対価性がない収入であることから消費税の処理に関しては不課税取引として処理する必要がある。 (中略)拾得時におけるマニュアル等の整備により職員への周知徹底及び拾得物管理簿等の作成を検討されたい。	指摘事項の発生原因は拾得者の権利について認識が不足していたためと考えられることから、拾得物における事務処理マニュアルを令和6年5月1日に更新し、管理簿への登録等を明確化しました。更新したマニュアルについては、担当者へ令和6年5月1日に周知しました。